

専承第 5 号

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、東郷
町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に
より報告し、これについて承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

専決第 6 号

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

東郷町長 石 橋 直 季

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」及び「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を加える。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たす」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

専決処分の概要

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 特定地域型保育事業者の保育内容支援及び代替保育に係る連携施設を見直すこと。（第42条関係）
- (2) 特定地域型保育事業者が、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長すること。（附則第4条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。